株　主　各　位

（証券コード4538）
平成29年６月13日

大阪市中央区道修町一丁目７番10号
扶桑薬品工業株式会社
代表取締役社長　戸　田　幹　雄

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当会社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市城東区森之宮二丁目３番11号
　当会社　本社事務所第１会議室
3. **目的事項**

報告事項　第94期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役14名選任の件

第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進むなか緩やかな回復基調が続いたものの、中国をはじめとする新興国の景気減速に加え、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策に関する不確実性の影響等への懸念が高まるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

医薬品業界では、平成27年９月に厚生労働省が策定した医薬品産業強化総合戦略が実行に移されており、薬価の毎年改定の方針が示されるなど取り巻く環境が急速に変化し、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大、企業間競争の激化など厳しい事業環境が続きました。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリーなど人工透析関連製商品および輸液などのより強固な浸透を図るとともに、慢性腎不全用剤「球形吸着炭」、カルニチン欠乏症改善剤「レボカルニチン塩化物錠」や排尿障害改善剤「ナフトピジルOD錠」などの後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は人工腎臓用透析剤キンダリーの売上が伸長し、467億82百万円と前期と比べ10億29百万円（2.2％）の増加となりました。利益面では売上高の増加により、営業利益は６億56百万円と前期と比べ３億59百万円（121.2％）の増加、経常利益は６億42百万円と前期と比べ４億69百万円（272.4％）の増加となり、また、特別利益に保有不動産の固定資産売却益４億77百万円を計上いたしました結果、当期純利益は８億61百万円（前期は10百万円の利益）となりました。

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資額は10億43百万円で、その内訳は主として生産設備等の更新等に係るものであります。なお、平成28年４月より茨城工場内に粉末型透析剤の生産設備である第二製剤棟が竣工・稼働いたしましたが、これにより人工腎臓用透析剤キンダリーの災害時をも含めたより一層の安定供給体制の強化が実現するところとなりました。

4. 対処すべき課題

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、次の課題に取り組んでまいります。

営業面では、主力製品を中心に市場へのさらなる浸透による販売強化に全力を挙げて取り組んでまいります。生産面では、設備投資の効率化や製造コストの引き下げへの合理化を推進するとともに品質管理を徹底し信頼性向上を推進いたします。研究開発面では、透析医療のさらなる活性化を図り、さらに新薬開発等により、新領域の開発を推進いたします。また、管理面では、業務の効率化とスリムで機動的な管理組織の実現により管理費のさらなる削減につなげ収益力の向上を行ってまいります。

なお、当社は平成29年３月に、おかげさまで創立80周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申しあげます。当社は、この節目を機にさらなる発展を目指して、人の生命に関わる医療用医薬品の安定供給に携わる製薬企業としての本分を尽くすため、今後とも全社一丸となって邁進してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

5. 財産および損益の状況の推移

	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期	平成28年度 第94期（当期）
売上高（百万円）	49,098	47,042	45,752	46,782
経常利益（百万円）	2,741	678	172	642
当期純利益（百万円）	1,979	340	10	861
１株当たり当期純利益（円）	218.67	37.67	1.12	95.86
総資産（百万円）	68,644	68,627	69,056	68,788
純資産（百万円）	34,892	33,538	32,616	32,545
１株当たり純資産（円）	3,856.08	3,707.67	3,606.75	3,642.78

（注）平成28年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、第91期（平成25年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

7. 主要な事業内容

輸液を中心とする注射剤や人工腎臓用透析剤、各種内服治療薬など医療用医薬品および血液透析器など医療用機械器具の製造・販売・賃貸を主たる事業とし、併せて不動産ならびに付帯設備の賃貸も営んでおります。

8. 主要な事業所および工場

本　社：本　　社（大阪市）
事務所：本社事務所（大阪市）
　　東京事務所（東京都）
営業所：大阪支店（大阪市）、東京第一支店（東京都）
　　東京第二支店（さいたま市）、東京第三支店（横浜市）
　　札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）
　　名古屋支店（名古屋市）、岡山支店（岡山市）
　　広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）
工　場：城東工場（大阪市）、大東工場（大阪府）
　　岡山工場（岡山県）、茨城工場（茨城県）
研究所：研究開発センター（大阪市）

9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,374名	12名増

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,936百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,864
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,591
株式会社みずほ銀行	1,358
農林中央金庫	1,238
株式会社りそな銀行	1,205
株式会社北陸銀行	655
日本生命保険相互会社	414

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　　20,000,000株

2. 発行済株式の総数　　9,451,169株（自己株式516,905株を含む。）

3. 当期末株主数　　8,180名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ぶどう協和会	524千株	5.87％
敷島振興株式会社	452	5.06
株式会社三井住友銀行	429	4.80
三井住友信託銀行株式会社	377	4.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	345	3.87
日本生命保険相互会社	239	2.69
扶桑薬品工業従業員持株会	197	2.21
戸田幹雄	187	2.09
株式会社りそな銀行	185	2.07
住友生命保険相互会社	179	2.01

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年10月１日付で普通株式10株を１株にする株式併合および1,000株から100株にする単元株式数の変更を行いました。

これにより、発行可能株式総数は180,000,000株減少し20,000,000株となり、発行済株式の総数は85,060,521株減少して、9,451,169株となっております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸田幹雄	
取締役	戸田隆雄	研究開発センター所長
取締役	三柳順一	営業本部長兼営業部長
取締役	北哲彦	営業本部営業部営業企画部長
取締役	千北隆彦	生産本部長兼城東工場長
取締役	西村昭吉	総務本部管理部長兼内部監査室長
取締役	松井幸信	営業本部営業部東京第一支店長兼東京事務所長
取締役	髙楯貞雄	総務本部長兼経理部長
取締役	岡純一	生産本部茨城工場長
取締役	伊藤雅教	研究開発センター部長
取締役	中俊人	生産本部岡山工場長
取締役	古賀彰	営業本部営業部東京第二支店長
取締役	須藤実	公認会計士（須藤公認会計士事務所長）
取締役	川口碩保	
監査役	松本清治	常勤
監査役	松岡大藏	税理士（松岡大藏税理士事務所長）
監査役	青本悦男	弁護士（青本悦男法律事務所長）

（注）1. 取締役須藤　実、取締役川口碩保の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役松岡大藏、監査役青本悦男の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役松岡大藏氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役須藤　実、取締役川口碩保、監査役松岡大藏、監査役青本悦男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年６月29日開催の第93回定時株主総会において、新たに川口碩保氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役須藤　実、社外取締役川口碩保、社外監査役松岡大藏、社外監査役青本悦男の各氏との間において、それぞれ会社法第427条第１項および定款第28条および第36条に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　締　役	14名	128百万円
監　査　役	3名	23百万円
合　計 （うち社外役員）	17名 （4名）	152百万円 （19百万円）

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	須　藤　　実	須藤公認会計士事務所	所　長
社外監査役	松　岡　大　藏	松岡大藏税理士事務所	所　長
	青　本　悦　男	青本悦男法律事務所	所　長

（注）社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	須　藤　　実	当期開催の取締役会10回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	川　口　碩　保	取締役に就任後に開催された取締役会７回のすべてに出席し、主に上場企業の元経営者としての立場から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	松　岡　大　藏	当期開催の取締役会10回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	青　本　悦　男	当期開催の取締役会10回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるマイナンバー対応に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅴ．会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役および使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンスマニュアル」を遵守するものとする。

・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書および情報については、別に定める「文書管理規程」およびその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。

・監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」およびその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」など社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止およびトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。

・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室および内部統制室を設置する。

① 内部監査室は、会計監査および業務監査を実施し、業務活動が法令および当社定款等に準拠して運営されているかを監査するものとする。

② 内部統制室は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全に関する適切な整備および運用を図るものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査役会および監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。

・取締役および使用人は、当社の業務または財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会または監査役に報告しなければならない。

(9) 取締役および使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、当社の取締役および使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。

・取締役および使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各部門に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

とくに、当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・卸・病院・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥二度の大震災に際して主力製品である透析剤の安定供給へ全社総力を挙げた結果、透析治療の遅れをきたす事態の回避を実現した企業努力、⑦当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支

配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者様の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命および責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の３項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおります。

a 販売に関する施策

・ 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析用剤、ろ過型人工腎臓用補液、生理食塩液および透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。

・ ジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC/PDPS制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

b 製造に関する施策

・ 近年の国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。

・ 医療機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いたろ過型人工腎臓用補液サブラッドBSGなどの医薬品を製造する。

・ 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。

・ 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

c 研究開発に関する施策

・ 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに、遺伝子バイオ技術を応用した新薬開発等により、新領域の開拓も鋭意、推進する。

・ 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。現在当社は２名の社外取締役を選任しており、監査役３名のうち２名は社外監査役であることから、独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。加えて、当社は内部監査室およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記（1）記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成27年６月24日開催の第92回定時株主総会において、内容を改定した上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様のご承認をいただき継続しました。本プランの概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、これらを行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付けその他の取得、もしくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けもしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対して、当該買付等に先立ち、買付等に関する情報の提出を求めるなど、当社取締役会並びに社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会が当該買付等の内容の検討等を行うための手続を定めています。

独立委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、本プランに定める要件に該当する買付等であると判断した場合には、原則として、当社取締役会に対し、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる適切な施策を実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する決議を行います。当社取締役会が本新株予

約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従った本新株予約権の無償割当て等の実施若しくは不実施または本新株予約権の取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役および社外監査役から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施または買付者等の買付等に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、買収防衛策の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（http://www.fuso-pharm.co.jp/）に掲載しております。

本プランの有効期間は、平成27年６月24日から平成30年６月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までです。ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会もしくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記 (2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記 (3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、株主意思を重視するものであること、取締役の恣意的判断を排除するため本プランの発動および運用に際しての実質的な判断が社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会により行われること、合理的な客観的要件が充足されなければ本プランが発動されないように設定されていること、第三者専門家の意見の取得が可能とされていることで独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**36,995**	**流動負債**	**24,683**
現金及び預金	4,951	支払手形	5,155
受取手形	252	電子記録債務	3,067
売掛金	21,105	買掛金	4,094
商品及び製品	8,593	短期借入金	2,850
仕掛品	38	1年内返済予定の長期借入金	3,098
原材料及び貯蔵品	1,102	1年内償還予定の社債	76
前渡金	62	リース債務	3
前払費用	115	未払金	1,540
繰延税金資産	549	未払費用	416
その他	223	未払法人税等	523
固定資産	**31,792**	預り金	43
有形固定資産	**25,184**	前受収益	3
建物	10,400	賞与引当金	919
構築物	605	役員賞与引当金	15
機械装置	3,423	値引補償引当金	27
車両運搬具	8	売上割戻引当金	293
工具器具備品	747	返品調整引当金	3
土地	9,046	設備関係支払手形	253
リース資産	7	その他	2,299
建設仮勘定	945	**固定負債**	**11,559**
無形固定資産	**509**	社債	38
ソフトウェア	333	長期借入金	8,250
その他	175	リース債務	4
投資その他の資産	**6,098**	再評価に係る繰延税金負債	1,372
投資有価証券	3,650	退職給付引当金	1,419
出資金	1	役員退職慰労引当金	260
従業員に対する長期貸付金	14	資産除去債務	109
長期前払費用	90	その他	105
繰延税金資産	329	**負債合計**	**36,242**
その他	2,011	（純資産の部）	
		株主資本	**36,098**
		資本金	**10,758**
		資本剰余金	**15,010**
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	5,010
		利益剰余金	**12,057**
		その他利益剰余金	12,057
		研究開発積立金	250
		退職給与積立金	50
		貸倒準備積立金	120
		別途積立金	5,300
		繰越利益剰余金	6,337
		自己株式	△ **1,727**
		評価・換算差額等	△ **3,553**
		その他有価証券評価差額金	**953**
		土地再評価差額金	△ **4,506**
		純資産合計	**32,545**
資産合計	**68,788**	**負債・純資産合計**	**68,788**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売　　上　　高	**46,782**
売　　上　　原　　価	**33,532**
売　　上　　総　　利　　益	**13,249**
返品調整引当金繰入額	0
差　引　売　上　総　利　益	**13,249**
販売費及び一般管理費	**12,593**
営　　業　　利　　益	**656**
営　　業　　外　　収　　益	**368**
受　　取　　利　　息	20
受　　取　　配　　当　　金	79
保　　険　　関　　係　　収　　益	103
投資事業組合運用益	42
業　　務　　受　　託　　収　　益	66
そ　　の　　他	55
営　　業　　外　　費　　用	**382**
支　　払　　利　　息	222
生　　命　　保　　険　　料	134
そ　　の　　他	25
経　　常　　利　　益	**642**
特　　別　　利　　益	**477**
固　定　資　産　売　却　益	477
特　　別　　損　　失	**58**
固　定　資　産　売　却　損	5
固　定　資　産　除　却　損	16
災　害　に　よ　る　損　失	36
税　引　前　当　期　純　利　益	**1,061**
法人税、住民税及び事業税	397
法　人　税　等　調　整　額	△　197
当　　期　　純　　利　　益	**861**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
平成28年４月１日残高	10,758	10,000	5,010	11,600	△ 1,445	35,923
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△ 719		△ 719
土地再評価差額金の取崩				315		315
当期純利益				861		861
自己株式の取得					△ 282	△ 282
自己株式の処分			△ 0		0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 0	457	△ 281	175
平成29年３月31日残高	10,758	10,000	5,010	12,057	△ 1,727	36,098

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	883	△ 4,191	△ 3,307	32,616
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 719
土地再評価差額金の取崩				315
当期純利益				861
自己株式の取得				△ 282
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	69	△ 315	△ 245	△ 245
事業年度中の変動額合計	69	△ 315	△ 245	△ 70
平成29年３月31日残高	953	△ 4,506	△ 3,553	32,545

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	研究開発積立金	退職給与積立金	貸倒準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成28年４月１日残高	250	50	120	5,300	5,880	11,600
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 719	△ 719
土地再評価差額金の取崩					315	315
当期純利益					861	861
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	457	457
平成29年３月31日残高	250	50	120	5,300	6,337	12,057

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品、原材料、貯蔵品　先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②仕掛品　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　２～50年
機械装置及び運搬具　２～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法
なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金　従業員及び使用人兼務役員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金　役員の賞与の支払いに備えるため、支給見積額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 値引補償引当金　期末特約店在庫に対して、将来発生する値引補償に備えるため、当期の実績を基礎に見積額を計上しております。

(4) 売上割戻引当金　期末売掛金に対して、将来発生する売上割戻しに備えるため、当期の実績を基礎に見積額を計上しております。

(5) 返品調整引当金　売上の返品による損失に備えるため、法人税法の定める規定により、売掛金基準を適用した同法限度相当額を計上しております。

(6) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
　なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生の翌事業年度より費用処理しております。
　また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。
(7) 役員退職慰労引当金　将来の役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく基準退職慰労金の期末要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) ヘッジ会計の方法　特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
(2) 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)
　前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務受託収益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
　なお、前事業年度の「業務受託収益」は24百万円であります。

3．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	9,083百万円
構築物	314百万円
機械装置	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	5,824百万円
計	15,222百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	472百万円
長期借入金	5,665百万円
計	6,137百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　48,143百万円

3．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価法第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△1,529百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	94,511,690株	―	85,060,521株	9,451,169株

（注）平成28年６月29日開催の第93回定時株主総会決議により、同年10月１日付にて株式併合（10株を１株に併合し、発行可能株式総数を２億株から2,000万株に変更）を実施したことによる減少であります。

２．自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	4,081,144株	1,062,586株	4,626,825株	516,905株

（注１）平成28年10月１日を効力発生日として、10株を１株とする株式併合を実施しております。

（注２）増加の内訳は、次のとおりです。

自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による増加	1,050,000株
単元未満株式の買取りによる増加	11,720株
株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加	866株

（注３）減少の内訳は次のとおりです。

株式併合による減少	4,625,940株
単元未満株式の買増請求による減少	885株

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	361	4.00	平成28年３月31日	平成28年６月30日
平成28年11月９日取締役会	普通株式	357	4.00	平成28年９月30日	平成28年12月６日

（注）平成28年11月９日取締役会決議に基づく１株当たり配当額については、基準日が平成28年９月30日であるため、同年10月１日付の株式併合前の金額を記載しております。

４．当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総　額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会（予定）	普通株式	利　益剰余金	357	40.00	平成29年３月31日	平成29年６月30日

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
(流動資産)	
賞与引当金	283百万円
売上割戻引当金	90百万円
未払事業税	67百万円
未払社会保険料	41百万円
棚卸資産評価減	14百万円
その他	52百万円
繰延税金資産	549百万円
(固定資産)	
投資有価証券評価損	50百万円
長期前払費用	244百万円
退職給付引当金	434百万円
役員退職慰労引当金	79百万円
その他	54百万円
繰延税金負債との相殺	△ 368百万円
計	494百万円
評価性引当額	△ 165百万円
小計	329百万円
繰延税金資産合計	879百万円
繰延税金負債	
(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 361百万円
資産除去債務	△ 7百万円
繰延税金資産との相殺	368百万円
繰延税金負債合計	―百万円

6．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に、医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画、研究開発計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については借入後10年以内返済であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程等に従い、営業、総務本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理
当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
デリバティブ取引については、職務権限規程及び経理規程等に基づき、経理部財務課が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。取引状況については適時関係役員に報告しております。
③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	4,951	4,951	－
(2) 売掛金	21,105	21,105	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,803	2,803	－
(4) 支払手形	(5,155)	(5,155)	－
(5) 電子記録債務	(3,067)	(3,067)	－
(6) 買掛金	(4,094)	(4,094)	－
(7) 短期借入金	(2,850)	(2,850)	－
(8) １年内返済予定の長期借入金	(3,098)	(3,098)	－
(9) 未払金	(1,540)	(1,540)	－
(10) 長期借入金	(8,250)	(8,188)	△62

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(1) 現金及び預金、(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
株式であり、株式の時価は取引所の価格によっております。
(4) 支払手形、(5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) １年内返済予定の長期借入金、(9) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(10) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
(注２) 非上場株式（貸借対照表計上額485百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（同361百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	決算日における時価
1,762百万円	1,718百万円

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、それ以外は重要性が乏しいと判断されるため、土地については路線価等「容易に入手できる評価額」、建物については「適正な帳簿価額」であります。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　3,642円78銭
１株当たり当期純利益　　95円86銭

（注）平成28年10月１日を効力発生日として、10株を１株とする株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

扶桑薬品工業株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥二郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 博 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、扶桑薬品工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

扶桑薬品工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 松 本 清 治 ㊞

社外監査役 松 岡 大 藏 ㊞

社外監査役 青 本 悦 男 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境および財務内容などを総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたく存じます。

＜期末配当に関する事項＞

⑴ 配当財産の種類

金銭といたします。

⑵ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金40円　総額　357,370,560円

なお、当社は、平成28年10月１日を効力発生日として、普通株式10株を１株とする株式併合を実施しております。当社は、株式併合前の平成28年９月30日を基準日として１株あたり４円の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算いたしますと、中間配当金４円と期末配当金４円を合わせた１株当たり８円、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金40円と期末配当金40円を合わせた１株当たり80円に相当いたします。

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

第２号議案　　取締役14名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（14名）は任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	戸田幹雄（昭和18年３月５日生）	昭和41年４月　当社入社 昭和44年５月　当社取締役 昭和52年６月　当社代表取締役専務取締役 昭和54年２月　当社代表取締役社長（現任）	187,369株
2	戸田隆雄（昭和25年３月15日生）	昭和47年４月　当社入社 平成元年６月　当社取締役研究開発センター研究管理室長 平成９年７月　当社取締役研究開発センター副所長兼研究管理室長 平成13年６月　当社取締役研究開発センター所長（現任）	108,322株
3	三柳順一（昭和17年３月６日生）	昭和39年３月　当社入社 平成元年６月　当社営業本部営業部広島支店長 平成７年４月　当社営業本部営業部東京第一支店長 平成９年６月　当社取締役営業本部営業部東京第一支店長 平成９年７月　当社取締役営業本部営業部東京第一支店長兼東京事務所長 平成19年９月　当社取締役営業本部長兼営業部長 平成29年５月　当社取締役営業本部長（現任）	2,423株
4	千北隆彦（昭和19年１月１日生）	昭和41年３月　当社入社 平成12年10月　当社生産本部生産部城東工場長 平成15年６月　当社生産本部生産部茨城工場長 平成15年６月　当社取締役生産本部生産部茨城工場長 平成25年６月　当社取締役生産本部長兼生産部長兼城東工場長 平成26年４月　当社取締役生産本部長兼城東工場長（現任）	3,447株
5	西村昭吉（昭和22年11月18日生）	昭和47年４月　当社入社 平成６年４月　当社内部監査室長 平成17年５月　当社総務本部管理部長兼内部監査室長 平成17年６月　当社取締役総務本部管理部長兼内部監査室長（現任）	23,503株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	松井幸信（昭和22年２月27日生）	昭和44年４月　当社入社 平成13年６月　当社営業本部営業部東京第三支店長 平成19年９月　当社営業本部営業部東京第一支店長兼東京事務所長 平成21年６月　当社取締役営業本部営業部東京第一支店長兼東京事務所長（現任）	1,209株
7	髙橋貞雄（昭和22年３月25日生）	昭和45年４月　当社入社 平成18年６月　当社総務本部経理部財務担当部長 平成20年４月　当社総務本部経理部長 平成21年６月　当社取締役総務本部経理部長 平成25年６月　当社取締役総務本部長兼経理部長（現任）	1,500株
8	岡純一（昭和23年８月20日生）	昭和46年４月　当社入社 平成17年７月　当社生産本部生産部城東工場長 平成21年６月　当社取締役生産本部生産部城東工場長 平成25年４月　当社取締役生産本部生産部茨城工場長 平成26年４月　当社取締役生産本部茨城工場長（現任）	2,500株
9	伊藤雅教（昭和25年11月22日生）	昭和49年４月　当社入社 平成23年４月　当社研究開発センター部長 平成25年６月　当社取締役研究開発センター部長（現任）	800株
10	中俊人（昭和27年１月26日生）	昭和49年４月　当社入社 平成21年７月　当社生産本部生産部岡山工場長 平成25年６月　当社取締役生産本部生産部岡山工場長 平成26年４月　当社取締役生産本部岡山工場長（現任）	2,800株
11	古賀彰（昭和24年６月26日生）	昭和47年４月　当社入社 平成15年４月　当社営業本部営業部東京第二支店長 平成27年６月　当社取締役営業本部営業部東京第二支店長（現任）	2,000株
12	須藤実（昭和26年４月13日生）	昭和50年４月　日本電装㈱（現㈱デンソー）入社 昭和54年10月　同社退社 昭和56年９月　監査法人中央会計事務所入所 昭和60年３月　公認会計士登録 平成元年８月　須藤公認会計士事務所開設（現任） 平成20年６月　当社社外監査役 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
13	川口碩保（かわぐちひろやす） （昭和17年１月30日生）	平成９年６月　大和証券㈱常務取締役 平成11年４月　㈱大和証券グループ本社　取締役 平成12年６月　㈱大和証券グループ本社　監査役 平成17年６月　日本技術開発㈱社外監査役 平成18年６月　日本技術開発㈱社外取締役 平成28年６月　当社社外取締役（現任）	0株
14	大谷英樹（おおたにひでき） （昭和40年３月20日生） 新任	昭和62年４月　当社入社 平成25年４月　当社営業本部営業部営業第二課課長 平成29年５月　当社営業本部営業部長（現任）	300株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は須藤　実および川口碩保の各氏との間で、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結しております。各氏が本定時株主総会で取締役の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
3. 須藤　実および川口碩保の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 須藤　実氏は、公認会計士として客観的かつ専門的な視点から経営上有用な指摘等を行うことが期待され、また、専門的見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、川口碩保氏は、上場企業の役員を経験されており、客観的な視点から経営上有用な助言等を行うことが期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（今回の株主総会の終結の時まで）
(1) 須藤　実氏　　２年（同氏は過去当社の社外監査役であったことがあり、社外監査役としての在任期間は７年でありました。）
(2) 川口碩保氏　　１年
6. 当社は、現在社外取締役である須藤　実および川口碩保の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、退任される取締役北　哲彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

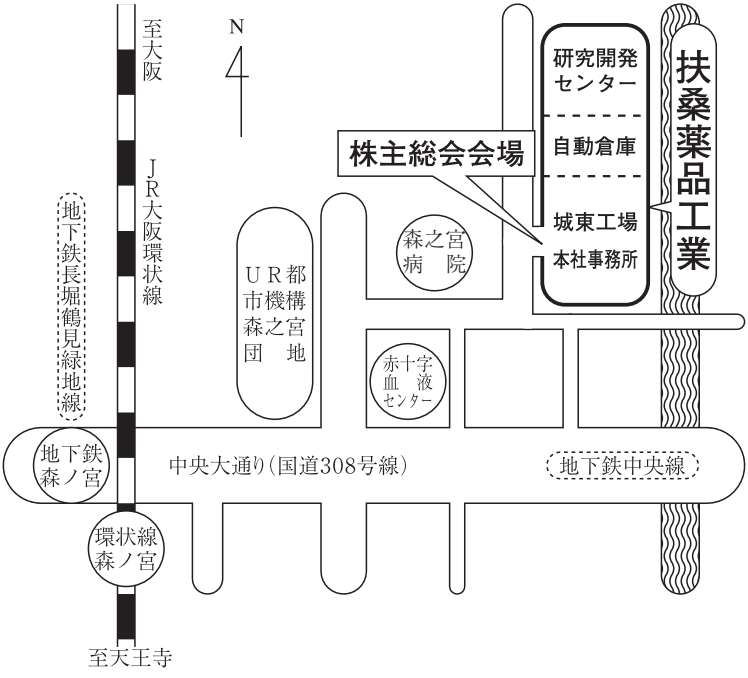
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
北（きた）　哲彦（てつひこ）	平成13年６月　当社取締役 現在に至る

以　上

<MEMO>
</MEMO>

株主総会会場ご案内図



扶桑薬品工業株式会社 本社事務所 第１会議室

大阪市城東区森之宮二丁目３番11号

（06）６９６９－１１３１

〈ＪＲ大阪環状線および地下鉄中央線・長堀鶴見緑地線の
それぞれ「森ノ宮駅」より中央大通りを東へ徒歩約８分〉